

## 「パートナーシップ構築宣言」

損害保険ジャパンは、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

#### a. レジリエントな地域社会づくりへの貢献

- ・ 保険商品やリスクマネジメントサービス、BCP策定の支援等を通じて、災害に対するリスク認識の浸透やリスクに対する備えの充実をはかるとともに、地域企業が事業継続力を強化するための取組を支援します。
- ・ 全国の自治体や企業、ソーシャルセクターとの協働を進め、生物多様性・自然資本の保全・再生、気候変動への適応と緩和など、多様なステークホルダーとともに、災害に強い地域社会づくりに取組みます。

#### b. 地域とのパートナーシップ構築

長年築いてきた保険代理店とのパートナーシップを基盤として、地域においてなくてはならない存在となるために、人材の多様性やDXの取組みを活かして価値を創出し続けます。

#### c. SDGs や健康経営浸透への貢献

SDGs や健康経営について、自社で取組みを進めるだけでなく、地域企業等に対するSDGs ワークショップの全国展開や、ヘルスケアに関するコンサルティングサービス等を展開することにより、地域社会の持続的な成長に貢献し続けます。

### 2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組めます。

### ① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、中小受託事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、中小受託事業者の適正な利益を含み、中小受託事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

### ② 支払条件

製造委託等代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を中小受託事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

### ③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片面的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

### ④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、中小受託事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、中小受託事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

2022年12月20日（2026年3月16日更新）

損害保険ジャパン株式会社 代表取締役社長 石川 耕治